七　特定預託証券（第一号から第五号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同じ。）　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第五号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

第十一条の二第三項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十一条の三第一項中「同条第四項の」を「同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の」に改め、同項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第四項第三号において同じ。）　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第四項第四号において同じ。）　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十一条の三第四項第一号イからホまで以外の部分中「以下この号」を「イ」に改め、同号イ中「（法第二十七条において準用する場合を含む。）」を削り、同項に次の二号を加える。

三　特定有価証券信託受益証券　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前二号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める基準

四　特定預託証券　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号又は第二号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める基準

第十一条の四第一項中「法第五条第六項」を「特定有価証券に係る法第五条第六項」に改め、「規定する届出書提出外国会社」の下に「又は届出書提出外国者」を加え、同条第二項中「法第五条第六項第二号」を「特定有価証券に係る法第五条第六項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第十三条の二において同じ。）」に改める。

第十一条の五第一項中「同項第一号」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三第二項において同じ」に改め、同項第八号及び第九号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同条第二項各号列記以外の部分並びに同条第三項及び第四項中「法」を「特定有価証券に係る法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（募集事項等記載書面）

第十一条の六　法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる特定有価証券とする。

一　内国投資信託受益証券

二　外国投資信託受益証券

三　内国信託受益証券

四　外国信託受益証券

五　内国信託受益権

六　外国信託受益権

七　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第三項第五号において同じ。）

八　特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第三項第六号において同じ。）

2　法第五条第十項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3　法第五条第十項の規定により募集事項等記載書面を提出しようとする特定有価証券届出書提出会社（同項に規定する特定有価証券届出書提出会社又は特定有価証券届出書提出者をいう。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により募集事項等記載書面三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一　内国投資信託受益証券　第六号の七様式

二　外国投資信託受益証券　第六号の八様式

三　内国信託受益証券及び内国信託受益権　第六号の九様式

四　外国信託受益証券及び外国信託受益権　第六号の十様式

五　特定有価証券信託受益証券　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十二条第一項中「有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する」を「法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として」に改め、同項第一号イ中「約款若しくは」を「約款、」に改め、「書類」の下に「（法第五条第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十二条の二及び第二十七条第一項第一号イにおいて同じ。）の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。）」を加え、同号ニ及びホ中「主要な契約」の下に「の契約書」を加え、同項第二号イ中「定める」を「掲げる」に改め、「組込書類」の下に「（法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。第六号イにおいて同じ。）」を加え、同号ロ中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号イ中「定める」を「掲げる」に改め、「参照書類」の下に「（法第五条第五項において準用する同条第四項に規定する参照書類をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「定める」を「掲げる」に改め、同号ニ中「以後次」の下に「の(1)又は(2)」を加え、「次」を「（当該(1)又は(2)に改め、同項第四号中「定める」を「掲げる」に改め、同項第五号ロ中「記載された」の下に「当該外国特定有価証券の発行者の」を加え、同号ハ中「発行者が」を「当該発行者が」に改め、同項第六号及び第七号イからハまでの規定中「定める」を「掲げる」に改め、同号ニ中「第二条第二十三項」を「第二条第二十五項」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項第八号中「定める」を「掲げる」に改め、同条第三項中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改め、「この項において」を削る。

第十三条中「有価証券届出書につき」を「提出した有価証券届出書及びその添付書類につき」に、「）に規定する」を「以下同じ。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして」に改め、同条第一号を削り、同条中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「法第五条第五項において準用する同条第一項」を「第十一条各号」に、「その」を「、その」に改め、同号を同条第三号とする。

第十三条の二中「法第七条第二項」を「特定有価証券に係る法第七条第二項」に改める。

第十三条の三第二項中「法第七条第二項」を「特定有価証券に係る法第七条第二項」に改める。

第十四条第二号に次のように加える。

ニ　法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき新株予約権証券を取得し、又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより有価証券を取得した金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）が行う当該新株予約権証券又は当該有価証券に係る有価証券の売出し

第十四条の次に次の一条を加える。

（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二　法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該新投資口予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った日